

令和 2 年 8 月 3 日
在シンガポール日本国大使館

シンガポールへのたばこの持ち込みについて

7月1日以降、シンガポールのたばこ法（TOBACCO(CONTROL OF ADVERTISEMENTS AND SALE)ACT）（に基づく命令）により、以下の持ち込み禁止除外対象以外のたばこ製品の持ち込みが禁止されました。

【持ち込み禁止除外対象】

- ・パッケージにロゴやブランドマークが入っていないもの かつ
- ・健康障害の警告の図柄・写真が入ったもの かつ
- ・パッケージの色はドラブ・（ダーク） ブラウン

※除外対象でも、持ち込み可能な分量は 400 グラムまで

また、個人での消費のための輸入（輸送）についても、シンガポールにおけるたばこパッケージ規制の基準を満たすたばこ製品のみが輸入（輸送）可能です。

<https://www.hpb.gov.sg/healthy-living/substance-abuse/standardised-packaging-guidance-booklet>

この結果、日本国内で販売されているたばこのシンガポールへの持ち込みや輸送はできませんのでご注意ください。

なお、シンガポールでは加熱式たばこや電子たばこの持ち込みも禁止されています。

＜たばこ規制について（シンガポール健康科学庁（Health Sciences Authority）＞

<https://www.hsa.gov.sg/tobacco-regulation/overview>